

## 公園等の管理に関する協定書

境町（以下「甲」という。）と（以下「乙」）は、境町 地内に  
おいて行う 事業による公園等施設について、その機能を十分に発  
揮させるため、下記のとおりその管理に関する協定を締結する。

### 記

第1条 この協定の対象とする公園等施設は、次に所在するものとする。

第2条 1 この協定書において公園等施設とは、 事業による  
公園・緑地・ゴミ集積所及び通路をいう。  
2 公園等の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。  
(別図：平面図，地積測量図，公図，位置図)

第3条 乙は、その管理する施設の用途が廃止し、又は変更されない限りにおいて、その  
機能の保全に務めること。また、開発区域内居住者による自治会等で適切に維持  
管理させること。

第4条 乙は、住民の安全確保のため公園等の機能目的の周知徹底を図るものとする。

第5条 公園等施設の設置または管理の瑕疵に基づき、第三者に損害を与えたときは、特  
別の事由がない限り、乙がその損害を賠償する責任を負うものとする。

第6条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙がその管理する施設の用途を  
廃止するまでとする。

第7条 乙において、公園等施設の所有権その他施設を利用する権利を他に譲渡したとき  
は、この協定事項を当該権利者に承継する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住所 茨城県猿島郡境町391番地1

氏名 境町長 橋本正裕

(乙) 住所

氏名